

## 千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択者選定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業（以下「本事業」という。）における採択者選定に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (応募)

第2条 本事業に応募する者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 事業応募申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、市長が必要と認める書類

## (応募要件)

第3条 応募者は、本事業に応募を行う時点において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者に限る。

- (1) 千葉県食のブランド「千」に認定されている商品又はサービス（以下、『千』認定品」という。）を有している者
- (2) 本店所在地、事業所在地が市内の場合は、市税（延滞金を含む）の滞納がない者  
本店所在地、事業所在地が市外の場合は、市町村民税又は特別区民税（延滞金を含む）の滞納がない者
- (3) 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと
- (4) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと

## (採択者数)

第4条 採択者数は、応募状況や審査結果等に応じて、市と本事業を受託し運営する者（以下「事業受託者」という。）の協議により決定する。

## (審査方法)

第5条 審査は、次の各号に定めるとおり実施し、採択者を決定する。

- (1) 応募要件の確認
- (2) 応募者及び「千」認定品の調査・分析
- (3) 応募者の採択優先順位付け
- (4) 採択者の決定

2 前項第1号及び第4号は、市が実施し、第2号及び第3号は、事業受託者が実施する。

## (応募要件の確認)

第6条 応募要件の確認は、第2条に定める応募書類を基に、第3条に定める応募要件を満たしているか確認を行う。

(応募者及び「千」認定品の調査・分析)

第7条 応募者及び「千」認定品の調査・分析は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 応募者から提出された事業応募申請書(様式第1号)の記載内容及び事業受託者が応募者に対して実施するヒアリング内容等を基に調査を実施する。

(2) 前項の調査結果や市況感等を基に応募者及び「千」認定品について、以下の観点から分析を行う。

ア 市場性

応募者の「千」認定品の商品カテゴリに関して、現時点の市場規模や競合商品数等から分析する。

イ 市場の伸長性

応募者の「千」認定品の商品カテゴリに関して、将来的な市場規模の拡大・縮小トレンドを分析する。

ウ 競合優位性

応募者の「千」認定品について、他社の競合商品との比較から優位な商品特性やターゲットとなりうる市場、その市場でのシェア獲得・増加の可能性等を分析する。

エ 本事業への意欲

本事業の目的を理解し、意欲的に支援を受ける可能性が高いか、十分な社内体制で本事業の支援を受ける予定があるか等、本事業への意欲を分析する。

(応募者の採択優先順位付け)

第8条 応募者の採択優先順位付けは、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 前条での調査・分析結果を基に本事業での支援によりマスメディアやソーシャルメディアで話題となり、ブランドをけん引する可能性が高いかという観点から、その可能性が高い順に採択優先順位を付ける。

(2) 前項の採択優先順位付けに当たっては、その順位となる理由を十分に整理する。

(採択者の決定)

第9条 採択者の決定は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 審査委員は、農政部長、農政課長の2名とする。

(2) 第7条の分析結果、前条の採択優先順位及びその順位の理由を基に審査委員及び事業受託者で協議の上、第4条で定めた採択者数を上限に、審査委員が採択者を決定する。

なお、採択優先順位やその理由に関わらず、本事業の目的、趣旨等から採択者として適切ではない場合は、採択者として決定しない。

(3) 採択者から、何らかの事由により本事業による支援を受けることが不可能である旨の申し出を受けた場合、事業受託者と協議の上、不採択者のうち採択優先順位の高い順に本事業による支援希望を確認し、第4条で定めた採択者数を上限に採択することができる。

(採択、不採択通知)

第10条 審査結果について、採択者には、千葉市「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択決定通知書(様式第3号)により通知する。不採択者には、千葉市「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業不採択決定通知書(様式第4号)により通知する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、採択者の選定に必要な事項は、市と事業受託者が協議の上定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

## 千葉市「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業応募申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者職氏名 (※)  
(※) 法人の場合は、記名押印してください。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。  
(担当者名)  
  
(連絡先電話番号)  
  
(連絡先電子メールアドレス)  
@

千葉市「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択者選定要綱第2条の規定に基づき、申請します。

1 自社の「千」認定品について	①認定品の名称 ②商品としての「強み」「弱み」 ③外的な「機会」「脅威」
2 直近3年間の「千」認定品の販売状況	※別添資料とすることも可。
3 本事業における支援で期待すること	
4 本事業の実施に向けた社内体制	
5 「千」認定申請資料の提供について	審査に当たり、同要綱第7条に基づく応募者及び「千」認定品の調査・分析のため、千葉市食のブランド「千」認定申請の際に提出した申請書及び添付資料を、千葉市が事業受託者に提供することに  <input type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。  ※本申請書や千葉市食のブランド「千」認定申請書及び添付資料に記載の情報は、本事業の実施の目的以外では、一切使用しません。

様式第2号（第2条関係）

誓約書 兼 千葉市税情報閲覧同意書

（あて先）千葉市長

千葉市「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業の応募に当たり、下記事項を誓約いたします。また、千葉市経済農政局農政部農政課が下記1の事項を審査するため、当社（個人事業主の場合はその個人）の市税に関する課税・納税情報の提供を受けることに同意します。

記

- 1 本店所在地、事業所在地が市内の場合は、市税（延滞金を含む）の滞納がないこと。  
本店所在地、事業所在地が市外の場合は、市町村民税又は特別区民税（延滞金を含む）の滞納がないこと。
- 2 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- 3 法令又は公序良俗に反する事業等を行っていないこと。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※) 法人の場合は、原則として記名押印が必要です。  
法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、  
記名押印してください。

様式第3号（第10条関係）

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択決定通知書

千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、採択者として決定しましたので、千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択者選定要綱第10条の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 神 谷 俊 一

様式第4号（第10条関係）

住 所 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_

千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業不採択決定通知書

千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業の採択者の選考につきまして、厳正な審査の結果、採択に至りませんでしたので、千葉県「食のブランド」デジタルマーケティング支援事業採択者選定要綱第10条により、通知します。

年 月 日

千葉市長 神 谷 俊 一